

令和3年度 第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

1. 開催日時

令和3年12月21日（火）午後1時30分～午後4時30分

2. 開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 201.202.203会議室

3. 出席者

<審議会委員>

奥谷委員（会長）、中江委員（副会長）、荒田委員、川崎委員、木原委員、
田中委員、西田委員、畑中委員、増田委員、俣野委員

<参考人>

上羽豊栄連合区長、永島徳光区長、小倉上宇川連合区長、富岡鞍内区長

<アドバイザー>

深町先生（京都大学大学院）、三好先生（京都府立大学）、
野間先生（滋賀県立大学）

<事業者>

前田建設工業株式会社

<事務局>

市民環境部 柳内部長

生活環境課 志水課長、中山課長補佐、給田係長、山下主査、村松主事、高橋
市長公室丹後市民局 松本局長

4. 次第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

(仮称) 丹後半島第一・第二風力発電事業計画段階環境配慮書について

① 計画段階環境配慮書の手続きの流れ（市）

② 地元説明会における主な質疑応答の内容（市）

③ 第1回審議会での委員等質疑に係る回答（事業者）

<事業者退場>

④ 答申素案の確認・検討（市）

(4) その他

(5) 閉会

5. 公開又は非公開の別

公開

6. 傍聴人

あり（22名、報道関係者1名）

7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事務局：定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を開会させていただきます。午前中の現地視察に引き続き、ご参集、またオンラインでのご参加を賜りまして誠にありがとうございます。審議会の事務局を担当しております市民環境部の柳内と申します。開会にあたりまして奥谷会長よりご挨拶を頂戴いたします。

会長：本日は12月の大変お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。また、傍聴の方も大勢いらっしゃいますので、ご一緒に考えていける良い機会になろうかと思っております。

11月11日の第1回の審議会から1か月少し経ったところです。第1回目では膨大な資料の説明があり、その内容の難解さからどのように審議を進めるのがよいのか、また、事業が進むとどうなるのかイメージができない状況で委員の皆さんも戸惑われたのではないかと思っておりますが、本日の午前中、現地を委員の皆さんとご一緒に見させて頂き、現地の地形であるとか、地元の区長さんから写真を用いてご説明いただいた近年の土砂災害の状況であるとか、この丹後半島の地形の複雑さと地盤の脆弱さが非常によくわかりました。

本日の第2回目の審議会では計画段階環境配慮書に対する意見の方針を固めていかなければなりません。正直なところ、まだまだ情報が不足している状況で、アドバイザーの先生方のそれぞれの専門の分野からのご意見も十分に頂戴できていない中で進めなければならない少し苦しい状況ではありますけれども、第1回目の審議会で多くのご意見を頂きポイントになるところは出てきているのかなと思っております。骨になるところには専門家の方のアドバイスを頂戴し、また本日、現地を見てきた率直な感想を委員の皆さんお一人一人から聞かせていただき答申案に反映したいと思っております。地元区長さんにもお越しいただいておりますので、追加の説明をお願いいたします。

第3回目が年明けにあるということで、気を引き締めて第2回に臨んでまいります。皆様からの忌憚のないご意見ご質問をお願いいたします。

事務局：ここで本日の審議会の成立について確認させていただきます。本日は委員全員のご出席をいただいております。京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第

16条第2項の規定により、委員の過半数の出席がありますので本審議会が成立していることをご報告いたします。

本日は多くの傍聴者、また報道機関の皆様がお越しになって頂いております。受付時に配布しました傍聴時の留意事項をご理解の上傍聴を行なっていただきますようお願いいたします。

本日初めてご参加頂く委員、アドバイザー、地元代表の皆様のご紹介をさせていただきます。荒田委員です、地元代表としてお世話になります徳光区長の永島様です、鞍内区長の富岡様です、モニターをご覧ください、アドバイザーとしてお世話になる、京都府立大学の三好先生です、滋賀県立大学の野間先生です、最後に事務局となる丹後市民局長の松本です。

それでは議事に入ります前に本日の流れをご説明いたします。本日は、第1回審議会に引き続き、(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業計画段階環境配慮書に関してのご審議をいただきます。まず事務局より、第1回審議会後に確定しました配慮書手続きの流れ、そして地元説明会における主な質疑応答の内容についてご説明を申し上げます。その後、事業者様より第1回審議会の中で委員やアドバイザーの皆様から頂きました質疑等に対する回答をしていただきます。その後、事業者様にはご退席いただいた上で本審議会としての答申素案を検討して頂くこととしております。議事資料は、事前にお送りさせていただきましたが、資料3の追加分を配布させて頂いております。それでは議事に入って参ります。ここからは京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第16条の規定により、議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。奥谷会長よろしくようお願いいたします。

■議事

会 長：それでは始めてまいります。先ほど申し上げましたように、委員の皆様方におかれましてはご自身の専門の分野はもちろんなんですけれども、午前中の現地視察で確認した現地の様子から、事業が進むことによる身近な普段の生活への影響について想像力を発揮していただき、地元の代表の皆様方からは、住民説明会が始まっている中で聞こえてきている住民のご意見などをどんどん出していただきたいと思っております。

議事に入ります前に、会議録の署名人を1名指名させていただきます。これまでの流れを引き継ぎまして資料の名簿順ということになっておりますので、今回は木原委員にお世話になります。

それでは議事に入ります。資料2「(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書手続きの流れ」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局：市民環境部生活環境課の志水と申します、資料2について説明させていただきます。

◆資料2の説明

会長：次に、これまでの地元説明会の場でどのような質疑応答がなされてきたのかについて、資料3「(仮称)丹後半島第一・第二風力発電事業に係る地元説明会における主な質疑応答内容」により事務局より説明を願います。

事務局：引き続き資料3について説明させていただきます。

◆資料3の説明

会長：事務局から地区説明会の質疑応答について項目ごとの説明がありました。項目ごとに分けてあり分かり易くはあるのですが、実際の説明会場の雰囲気であるとか、その他の意見や区長さんの思いもお聞かせいただきたいと思いますので、それぞれ区長さんから発言をお願いいたします。

地元代表：上宇川連合区長の小倉です。資料3にまとめられている項目に沿って、住民からの意見で具体的な数値であるとか、調査方法についても具体的な意見がありますので補足する形で発言させていただきます。

環境影響評価について、このまま手続きが進んでいくと事業を止めることができなくなるのではないかという内容について、全国の風力発電事業に関する住民の活動を見てみると、とにかく説明会に大勢で押しかけて、やめてくれと運動までしないと止まらないのではないかというご意見でした。事業者さんの説明では、過去には住民の声を受け事業停止した事例があり、地元の声を前提に進めていきたいということでした。

低周波に関する住民からの意見では、事業者から説明のあった集落で風車が建つ前と後で調査をすることについて、実際に風車が建った後の測定数値とまだ建っていない段階での予測の数値というのは、なかなかかみ合わない、机上の空論の数値としか思えないという意見でしたので、調査方法についてより丁寧な説明が必要かなと思います。また、地域特性と言いますか、地形や植生、集落の状況によっても音の伝わり方は変わってくることを考えると、かなり心配されているという状況でした。

造成開発について、盛り土をするところはどうなるんだ、切土をするところはどうなるんだ、開発の総面積はどの程度になるのかとか、風力発電機1基につき3000㎡の更地を設けて風車を建てるということなんですが、概ねの開発面積は分かっているのではないかと思うんですね。ですので開発総面積を示してほしいと言っているのですが、まだ今の段階では具体的な事業計画は熟度が深まっていないので難しいとのことでした。

土砂災害については、これは鞍内地区もそうですし、宇川の下流のほうでもそうなんですが、土砂災害の対策をどう考えているんだという質問に対しては、各作業

ヤードに沈砂池を設け、ヤードとヤード間の作業道に距離がある場合は作業道にも沈砂池を設けるということでしたが、本当にその沈砂池が有効に機能するのか疑問がありますし、造成する場合に法面含めて開発面積が膨らむのではないかという意見がありました。また、開発によって山林の保水機能が低下し泥水が川へ直接流れていくのではないかという意見もありました。

工事用車両については、風力発電機1機について132台程のコンクリートミキサー車が通行することになると聞いていたので、ざっと計算していくと15機分、それぞれ132台ということのでかなりの量のコンクリートを運ぶことになる。また、コンクリートミキサー車は地元の主要な生活道路である府道を利用されますので、工事期間中非常に心配だと道路の使用を懸念する意見も出ていました。

生物については、天然鮎の生息地ということで宇川そのものが指定されているのですが、鮎を含む水生生物に関する具体的な調査方法については今後検討していくとの説明でした。具体的な方法が提示されないという意味では非常に心配するところでもあります。

文化財のことなんですけれども、事業実施想定区域には廃村集落がかなりあります。上宇川と豊栄に通じる昔の街道があり、それぞれの廃村集落には神社があり、城跡もあり、村人が使っていた山道が残っており、神社のところには巨木があることが最近の調査でわかっています。事業実施想定区域には遺跡や石碑ですね、昔の行者が作ったようなものがたくさん残っているのではないかというデータもあります。遠下地区はもともと依遅ヶ尾の中腹にあり、そこにあった古い遺跡石碑等は放置されたままの状態であるため、十分に丁寧な調査をしてほしいという意見も出ていました。

景観については、とりわけ鞍内地区からは、生活の場面から見える景観をしっかりと示してほしいということでした。

事業の継続性と事業終了後のことなんですけれども、事業者が倒産したら基本的には銀行が次の事業者を見つけるという回答がありました。それから、撤去する場合のコストやリサイクル、今はブレードを日本でリサイクルする技術はないのではないかという意見もありました。この膨大なコンクリートの埋設されたもの、鉄筋、そういったものを全て撤去してリサイクルするにはかなりの費用が必要になると思うんですが、その点については積立をするというような回答がありました。非常に不確定で不透明な印象を持ちました。

地権者との関係については、地権者が高齢化して事業途中で亡くなられたり相続の問題が発生してきた場合の契約の引継ぎなどをどのように考えているのかという意見に対しては、相続も含めての支援を行っていききたいとの回答でした。

地域振興策についても風車の見えるところに喫茶店をつくるとか、作業道の利用や各サイトの見学ができるような市民利用型の施設を考えてほしいという意見

もありました。以上です。

地元代表：鞍内区長の富岡です。鞍内地域は宇川の日本海に注ぐ下流から4 km上流にある集落です。そこで生活をしていて強く記憶に残っている災害が2つあります。1つは平成16年10月に発生した台風23号による災害で、遠下集落から依遅ヶ尾の横を抜けて吉永川に抜ける道路があるんですが、その道路が同時多発的に土砂崩れを起こして何日間も通行止めになりました。また、午前中に現地を見ていただきましたが、平成29年に発生した集中豪雨によって遠下地区と鞍内地区の間にある「つばき歩危」の谷から土石流が発生して道路が1日寸断し、道路の宇川側で作っている田んぼの約三分の一位を覆うくらいの土砂が道路を越えて田んぼに入り、夕方になってようやく道路が開通した災害が記憶に残っています。

宇川の全長は概ね18 kmと聞いているんですが、非常に急峻な山の間をぬって流れてくる川ですので、集中豪雨の時には農道を守っているコンクリート護岸を下から構造体ごと一気に沈下させて崩落したり、それから、今日見ていただいた「つばき歩危」のところも今までに3回も4回も激流が洗堀をして道路のアスファルト舗装を残して半分以上洗堀するという被害の経験もあり、山から流れてくる水の勢いに脅威を持っている状況です。そういったなかで、15機の風力発電を設置する場合、どのくらいの面積を必要とするのかなと素人ながら算定をしてみても、1基あたりの作業ヤードは50 m×60 mですから3000 m²の広さが必要になる。15基分で考えると4.5 haの面積を更地にすることになる。また15基を結ぶ作業道の延長を10 kmになると想定して5 m幅の道路を作ろうとすれば、のり面とかを含めて30 haの作業道を設けることになるのではないかと算出し、そのくらいの目安でしょうかと質問してみたところ、事業者からは計画途中ということで明確な回答は今後ということだったわけです。大規模な開発をするとそれまでは降った雨が樹木の根に保水していたものが一気に流れてくることになる、今よりもさらに環境への負荷を与えることになる。100年に一度という災害が毎年どこかで起こっている状況ですので、樹木の根が吸収しない水の量というのを非常に心配しているところです。それから1基の風力発電機180 mの高さのものをコンクリート構造物で地下にしっかりと基礎を作るとなるとどれくらいのコンクリート構造物、土の面積を何立米掘ることになるんだろうか、また、尾根を削る切土の土量はどれくらいになるんだろうか、作業道を建設することによる切土はどれくらいになるんだろうか、それらを総合して谷へ盛り土をしていった場合、熱海の土石流のように、今まで大丈夫だったものがある時に堰を切ったように一気に流れてくる危険性はないだろうか、土量の質問をさせていただいたところです。

また、低周波のことが非常に心配で、鞍内集落から500 mのところは風力発電機の設置予定範囲になると聞いておりまして、集落に最も近い風力発電1機だけ

ではなく15機のそれぞれの集落に対する位置関係を知っておく必要があると考えています。山と山との間の谷を宇川に沿って存在している集落になりますので、1機だけの低周波だけではなく谷あいには響きあったり反響したり共鳴しあったりした15機全ての低周波の影響が目に見えない形で及んできたときに、大丈夫な人は大丈夫でも、三半規管の弱い人とか体調不良、めまいなんかの健康被害が稼働後に発生する可能性があるのであれば、将来へ取り返しのつかない禍根を残すことにはならないだろうかという意味合いで低周波の質問をさせていただいた状況です。以上です。

地元代表：豊栄連合区長の上羽と申します。説明会の様子については資料3に非常に丁寧にわかりやすく、端的にまとめていただいておりますので、基本的にはこのことに準ずるというところで良いと思っています。雰囲気についての話になりますが、区民から出されたひとつひとつの意見については、個人個人の思いがありますので、それを代弁することはできませんが、全体のイメージとして風力発電という人工物が出来ることによる景観の変化、それをすることによる環境への影響、このことについての不安、とてつもない大きなものができるということで、それがどのような見え方をするのかイメージしにくい、そんな思いの意見が中心であったように思っています。専門家ではありませんので細かいことはわかりませんが、その一つづつのことがどの程度将来にわたって影響してくるものなのか、またそのことがどのように環境や景観に影響してくるのかというところが、なかなかイメージがしにくいというところだと思います。そのことについての質問をすることはできますが、それをじゃあどうしたらいいのかとかどうして欲しいのかというような具体的なところについてはなかなか意見としては言えない。それよりもやっぱりちょっと不安だな、なかなか分からないなという説明会だったように思います。風力発電事業の検討をしているということの説明会ですので、説明会に参加する方も、どうなるんだろうという漠然とした不安を持つような、疑問や不安が出されるような、そんな説明会だったように思っています。以上です。

地元代表：徳光区長の永島です。この審議会には今日から参加させていただきますし、地元説明会には他用で参加できていません。地元説明会をまとめてもらった資料3を見た上で、自分の考えを述べさせていただきます。

先ほど水流のことで小倉区長が樹木を伐採することによって保水力が下がってしまい泥水が流れて大変じゃないかなということ言われたんですけども、その状況は必ず発生すると思うんです。徳光地区には30年程前にできた国営農地があり、国営農地を造成する以前は森林で、スギ、ヒノキ、100年や50年経った樹木があったんですけども、その木を全部切ってしまうと国営農地を作った。国営農地ができる以前は少々の雨が降っても徳光地区内を流れている川の水量が増えることはほとんどなかったんですけども、最近はやっとした雨でも例えば川の半分くらい

まで泥水が流れてくるようになった。近所の人からは、少量の雨でも泥水が流れてくるようになったのは国営農地が作られてからだ、木を切ったために山の保水力がなくなり雨が降ると泥水が直接川に入ってくるようになったと聞きました。そういった経験から、自然環境に人間が手を入れてしまったら、必ず影響があるんだなと認識しています。色々な調査を行って事業計画に反映しますって書いてあるんですけども、やはり計り知れない部分も必ず出てくると思います。事業が終了する20年後、施設を撤去してできるだけ自然な形に戻すとのことですが、自然な形ってどんなイメージなのかなと疑問があります。木を植えたとしても何十年も経たないと木は育たないですよ。風力発電機を稼働させる20年の間木のない状態を続けて、20年後に撤去して更地にしてそれが自然な形と言えるのか。それとも50年100年経った木を植えるのか。そのぐらいやってもらわないと自然な形とは言えないと思うんです。だから、言葉ではなんとでも言えるんだけど、具体的に我々イメージができないのです。自然な形に戻すということはこういった状態をイメージされているのか。我々はその50年100年経った木が生えてる今の状態を自然な形だと思っているんです。だからその20年後にそういう状況を作り出してもらえるのかどうか気がなります。以上です。

会 長：オンラインでご参加のアドバイザーの先生方も何か補足していただけることがあればお願いします。この後は事業者から第1回の審議会での質問等について回答していただくことになっているんですが、まとめて回答していただこうと思いますので、今何か疑問に思っておられることやご意見やご質問などございましたらお願いいたします。

アドバイザー：スケジュールを見たら、住民への説明会があと一回しかないのですが、市民活動をされている方や地元の状況に詳しい方々に対しても説明を行い意見を聞いていただくことについてどのように考えておられるのかご説明をいただきたいです。

会 長：深町先生のご意見は、地元の皆さん、区への説明会については説明がりましたが、地元の住民さん以外にも市民活動をされている人や地元の状況に詳しい人たちにも説明会を開いて意見を聞いて欲しいといった声があるけれども、そういった意見に対して事業者はどのように対応されているのか、今後どう対応されるのかということも含めてご説明を頂きたいということでした。

アドバイザー：地質的に今回計画しているこの一帯は非常に地滑りが多くて、土砂災害が歴史的にも非常に多い地帯であると認識しております。また、現時点での調査で十分な資料が提示されておらず不十分ではないかということ。地滑りのようなものは表面的なことだけではなく、もっともっと深く地下何十メートルからの影響で起こってくる可能性が高く、この地域では深いところから地滑りを起こすというところがある。それから、盛り土がなされる可能性が高いと思うのですが、熱海の災害にもあるように盛り土は非常に危ない状況を作り出しますので、立地が適切である

のか大きな疑問も感じます。そういった懸念をもう少し詳細な調査を行って詳細な証拠を見せない限り納得できないと言えます。このあとのスケジュールとして、どういう順番で進んでいくのかということが非常に重大な問題だと考えております。この辺りについてももう少し詳細にご説明いただけたらありがたいです。以上です。

会 長：三好先生ありがとうございました。事業者の方わかりましたか。この一帯は土砂災害が多発している歴史があるということ、調査が不十分ではないかということ、地形的にも地滑り地帯で森林では抑えがきかないのではないかということ、地中の深いところから地滑りが起こる可能性があるということ、現地視察の時に滝が非常に多い地域だとお聞きしたことからも地下水が流れていることが分かります。それから盛り土は危険な状態を作るものであり、他所では盛り土による災害も起こっているということですね。今後こういった手立てをしていくのかについてももう少し明確に示してほしいとのことだったかと思えます。

アドバイザー：丁寧に説明いただいてどうもありがとうございました。住民の皆さんからのご意見わかりました。どれももったいなことと思えます。私は急に参加のご依頼を受けて参加したんですけれども、実は答申素案を読んでこの事業には反対はないものと認識しておりました。住民の皆さん全員が基本的に賛成なのだとこの素案を見て理解していたのですが、全くそうではないということが、ここまでのご説明でわかりました。懸念をされるご意見をこの素案にさらに盛り込むことが必要だなと感じました。以上です。

会 長：次に進めさせていただきます。第1回の審議会場で出された質問等への事業者からの回答をお願いいたします。

事 業 者：前田建設工業です。午前中に引き続きですね審議という形でお世話になりありがとうございます。事業者側から4名、またアセスを委託しております日本気象協会から2名、またWebの方で2名参加しております。どうぞよろしく願いいたします。様式資料の4・5・6を用いて第1回目の審議会でご質問等いただきました内容について説明をさせていただきます。

◆資料4・5・6の説明

会 長：深町先生から質問があった近隣地区以外の方への説明はどのようにお考えかということ、それから三好先生から指摘がありました調査が不十分ではないかということについてご回答をお願いします。

事 業 者：深町先生からご質問頂きました説明会につきましては、今この縦覧期間中に市民の方を対象とする形でそれぞれの関係市町さんで説明会を開かせていただきたいということで、調整を進めております。また、近隣の地区以外についてもご要望を頂きましたところについては、順次説明会の設定をさせていただいており、直近では下宇川連合区の皆様から説明会開催のご要望を頂いておりますので、縦覧期間

中に合わせて説明をさせていただくこととしております。今後につきましてもそういったご要望いただきました地区にしっかり説明の方させて頂きたいと思っておりますし、今後、より広い範囲の方々を対象にご説明ができるように心掛けていきたいと考えています。

続いて三好先生からご質問頂きました詳細な設計を今後どのように行っていくのかということにつきましては、詳細な設計を行って事業者としてこの事業計画をしっかりと示していきたいと思っております。詳細な設計を行う上です、環境影響評価の調査であったり現地の詳細な調査を行う必要がございますので、少し先になりますけれど、そういったところの調査をしっかりと行い、結果について地元の皆さん含めて広くご説明させていただきたいなと思っております。

事業者：少し補足させていただきます。同じく前田建設工業と申します。今、三好先生からありました調査が不十分ではないかという指摘はもうそのとおりで、調査はまだできておりません。調査を行うためにはですね、川の中や山に入っただけの調査、また様々な地元の皆様からの意見を聴取しなければならないんですけども、そういったことを事業の説明会等のプロセスがないままやってしまうと、なし崩し的に事業者が事業を始めてしまっているじゃないかということになるかと思っております。ですので、私どもとしてはしっかり法に則ったこの環境アセスメントのプロセスを始めた上です、調査を行いその結果を事業計画の検討に反映させていくというふうに進めていきたいと思っております。今回の計画段階環境配慮書については以前はこの環境アセスメントのプロセスには無くて、法改正以前は方法書からのスタートでしたけども、この場合はどういった調査をやるんだとか、今日たくさんご意見いただいたような内容をしっかりとご提示をしてご審議いただくのが流れだったと思うんですけども、それだとやはり地域特性に応じたちゃんとした調査方法になっていないというところの課題がある中で、現段階の配慮書というゼロ段階のこういったプロセスが追加になって今ご審議をいただいております。皆さんに今日は非常にいろんなご意見いただいたところはありがたいと思っております、これをしっかりとですね、どういった調査が必要なのかということをしつかり方法書に反映させ、さらにご意見を頂くということを丁寧に進めていきたいと考えてございます。現時点では本当に熟度が低くてですね、今風車の配置の予定の場所あるいは基数であるとか規模、我々が手にできる情報からですね、一旦置いておくものでありまして、当然ながらこれから調査をしていく中でこのエリアはやるべきではない、今日地滑りの話もありましたけども、やはりローカルの所については事業精査を行いまして、ここは危険と言われる所は事業区域から除いていく作業が必要になって参りますので、こういったことを環境アセスメントのプロセスの中で進めていきたいと考えてございます。

委員：次の用務の関係で退出しなければなりませんので、一点だけ指摘させていただき

ます。皆さんの意見を反映しようと思われていると思うんですけども、午前中に現地を見て、水の問題ですね、土砂災害の問題は大きいなと思いました。例えば今の資料の中で細かい流域の流れがないんですよ。やはり小流域図を作って頂いて、実施に向けて調査をされる際にはですね、細かく地質であったりとか水の流れとか細かく見ていくことは必要かなと思います。あとは水の最終的な処理ですね。ヨーロッパの場合、水の流れを分散させてなるべく水負荷が地域にかからないようにする工法をとることがあります。水に関してはかなり重要だなという認識を新たにしましたので、水に関して最大限の配慮をご検討いただければならないなと思います。以上です。

副会長：最も心配しているのは騒音と書いてありますけども、低周波です。前回の説明では5デシベル、最大で5デシベル、多分5デシベルというのはおそらく聞こえないだろう。聞こえない音が24時間耳から入ってくることになるということで、先に鞍内区長さんが言われたように、健康被害は本当はないのかということが一番心配です。だからといってやめましょうということにはならないと思うんですが、いわゆる低周波については感じ方にメンタルの部分での個人差があると思うので、低周波による影響について納得できるというような回答になるとありがたいです。我慢しなければならない住民がきっと出てくると思うので、納得できる回答があれば考えて欲しいなと思います。聞こえない音を聞いていて本当に健康被害はないのかということです。

事務局：永島区長からご質問がありました20年後に撤去する場合できるだけ自然な形に戻すというところの考え方のご説明をお願いしたいと思います。

会長：今のところの三つですね。事業者から回答をお願いします。

事業者：水に関してでございます、山林の中での事業になりますので、やはり水への対応が何より重要ということは事業者としても深く認識をしております。今の沢も含めた水域のところにつきましては、今回の配慮書の中に、こういった流域があるというものの資料をご用意してございます。これをですね、風車を配置してこの作業道をつないでいって、その後どう変わっていくのかということはしっかり評価して行きますが、まずこういった流域を基本的にできるだけ現状から変えないという方向を最大限努力しながら進めていきたいと思っております。

2点目の低周波音につきまして、低周波音ですので基本的に聞こえない音なのだと思っております、これは機器を使って現状の風が吹いたり木がざわめくものでも全て低周波音は発生しますので、現状のこれをしっかり計測し、設置後を想定したシミュレーションを行い評価をいたします。事前のシミュレーションと実際の稼働後はどうだったかっていうことについても、そういったデータをお示しながら、最終的にはもしご理解をいただいて風車を建てることになった場合にはですね、しっかり本当にシミュレーションが正しかったのかというのは事後の

調査をしていくことになります。もしですね そのシミュレーションより影響が大きかったらどうするのかということに関してはですね、風車が回れば回るほど音も大きくなるので、回転を抑える制御をしてしっかり環境影響のない範囲で運転をする対処をすることもできますので、そういったことはしっかり進めていく前提で考えてございます。

それから20年後の話につきまして、事業者としてはですね、せっかく再生可能エネルギーを導入して20年で終わりではなく、耐用年数がある限りは使っていくべきですし、終わった後は更新をして再エネが減らないようにしていくべきだと思っておりますが、事業性を考えますとFIT制度という固定価格買取制度に頼らないと事業として実現できないという現実がございます。そしてこの法律に基づくと20年後の撤去を前提に事業計画を立てるということが決められており、また、撤去費用も積み立てるということがございます。20年後に撤去する場合は、風力発電機やコンクリート構造物の全てを撤去いたしますが、当然更地が残るのでそこには植林をしていくことになります。育った木ではないのでやはり育ていくためには20年30年40年の期間が必要になりますが、基本的に森林を更新して行く時に、間伐したりあるいは主伐をして植林をしてという手法で森林を再生していく林業でなされている部分もございますので、これに則った適切な森林の再生を行っていくということになるかと思っております。

会 長：今の説明の中で確認させて頂きたいんですけども、その流域の関係、水環境についてこの環境配慮書の中に書いてあるとおっしゃったのは（仮称）丹後半島第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の41ページのことですか。

事 業 者：お示させて頂いているところとしては、事業周辺区域に流れる河川について示している段階で、これからの方法書の段階ですね、流域図と申しまして区域からどこまで流れていくかというような流域図を作成していくという段階になっています。

会 長：ですから、この環境配慮書では41ページの水環境の状況のところのことをおっしゃられたということによろしいですか。

事 業 者：そうです。

会 長：1行ずつしかまだ書いてないところなんですけど、ここだということですね。

事 業 者：説明が不十分でしたけれど、41ページのところのご説明をいたしました。今後この調査をさらに深めてまいります。

会 長：流域のご専門の三好先生聞こえてますでしょうか。41ページの水環境の状況ということで宇川などの河川があり湖沼は存在しない、日本海が存在すると、今これだけしか書いてないんですけども、今後その詳しい流域図を方法書の段階で作成しますというご回答でした。なにか三好先生からご意見があればお願いします。

アドバイザー：先ほどご説明の中で、沢ごとに出していくのは非常に適切だとは思いますが、この地帯ですね、地下水の影響が大きいところです。ですので、地表の切土盛り土

は開発にともなって多数発生すると思うんですけど、それによる地下水の水系の変化への配慮が必要だと思います。ですから書き方として河川というだけではなく、地下水も含めた水系の保全というような視点を加えていただけるほうがいいと思います。以上です。

- 会 長：事業者の方にはここでご退席していただくという流れになります。私の方から最後に一言事業者にお願いがございます。ご準備いただいた資料ですとかこれまでのやりとりでは、経済産業省が示している「環境配慮環境影響評価の手引」に則って評価していきますというパターン化した回答になっていると感じております。午前中の現地視察であったり、審議会に区長さんにご出席いただいて地元の方々の生の声を聞いていただきましたが、事業者の皆様方は都会にお住まいですので、京丹後の人々が長くこの自然の中でどんな風にして自然と折り合いをつけながら苦勞をして生活をしてこられたのか、その中でどのように豊かな文化を築いてこられたのかということが、おそらく想像がつきにくいのではないかなと思います。それは区長さんたちが風力発電ができるとどんなふうになるのか想像がしにくいとおっしゃられたのと同じように、事業者の方にもそういった丹後の人々の暮らしの様子が想像しにくいのではないかなというふうに溝を感じます。ですから、国の手引に則って評価しますという前に、今日行かれたように、川の水の音とか、森林の様子とかその地域の方のお話とか、それから廃村になったところや神社、そういった地元の方々が大切にしておられる地域の財産をですね、五感を使って感じていただきたいと思います。まずご自分で感じていただき住民の方と同じ立ち位置に立った後に、手引に沿って評価をして頂きたいと私からお願いをいたします。
- 事 業 者：貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見を深く事業者として心に刻み、ご理解をいただきながら、できる調査のほう進めてまいりたいと考えてございます。

- 会 長：それでは事業者さんの退席と合わせて、5分間の休憩とします。

(休憩)

- 会 長：それでは再会します。今、傍聴席の皆様にお配りさせていただきましたのは、この環境アセスメント全体の長期にわたる手続きの流れについてでございます。委員の方から、今回から初めてご参加された方には、今どの位置に立っていてこれからどうなるのか、ということが分かりにくいのではないかなという意見がありましたので、配布させていただきました。この後この審議会では、この答申素案について議論するわけですが、その答申素案というものがどういうものなのかということについて、事務局から説明をさせていただきます。
- 事 務 局：傍聴席の皆様にお配りいただいた環境アセスの手続きの流れについて説明させ

ていただきます。

◆環境アセスメント手続きの流れを説明

会 長：長い道のりではあるけれども、この第一歩が大事だということです。何に配慮していただきたいのかということも、今日、この後、存分にご意見を出して頂きたいと考えております。第1回審議会での皆様方のご意見を踏まえ、また、アドバイザーの先生方からもご意見頂戴してまとめたのが、お配りしている資料7の答申素案でございます。今から事務局の説明を聞いていただき、その後に忌憚のないご意見ををお願いをしたいと思います。

事務局：生活環境課の山下です。資料7について説明させていただきます。

◆資料7の説明

会 長：委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。答申素案の文言に関わらず、それぞれご所属の団体としての方向性であるとか意見であるとか、どのようなことでもご発言いただけるとありがたいと思います。

地元代表：答申素案で特徴的なのが地域事情に詳しい専門家や地域住民からの聞き取りを十分にやってくださいといった文章が多用されていることだと思います。答申は、その事業者への責務として、そういったヒアリングをちゃんとやりなさいということなんですけれども、専門家や地域住民からの聞き取りの仕組みに関してのチェックを誰がやるのかということが重要になってくると思います。ですから、事業者が任意で専門家を選んだり、それから任意の地域住民からの意見聴取となってくると問題が出てくる部分もあるだろうし、良い部分もあると思うんですが、事業者による聞き取り状況を確認する仕組みが曖昧な印象を持ちました。事業者がやらない場合にはどうするんだ、じゃあ誰がそのことについての課題をどういう形でどういう組織でチェックするのかということが、不明瞭だなと思いました。以上です。

会 長：答申にどう盛り込めるかなんですけれども、誰にどういう方法でヒアリングをしたのかについての事業者からの報告をこの審議会に逐次求めていくということになるのかなとは思っておりますけれども、また検討いたします。

委 員：京丹後市の観光公社から出席させていただいております。観光公社としてこの風力発電事業に関する会議を持てる時間がないので、個人としていろんな方から聞いた内容のご意見や、感想になりますけれども発言させていただきます。美しいふるさとづくり条例があるのと同じように、京丹後市には観光立市推進条例があります。条例に則った部分では、自分たちの子の誇るべき丹後半島のアイデンティティがあるので、この風力発電事業に関して反対か賛成かについて地域住民が分断されることが最も懸念される場所だと思います。再生可能エネルギーについては、木原先生と先ほどお話しさせてもらい先生の見解も知っておかないといけない部分もあるのかなとは思っておりますけれども、発展という

か、持続可能にしていくことは大事ですけど、市民の暮らしが幸せだということが一番だと思います。観光公社としてもジオパークを活用して、今2000人規模のジオパークのウォーキングの方が、このコロナ禍で丹後に注目していただいている状況にあります。自然環境を活かしたこの豊かな環境だからこそ成し得てる事業なので、そこに、先ほど区長さん達が言われました、本当に人工物を建てるのか、ましてや、今日現地視察で見せていただいたとても大変な状況の場所に、そこまでのものがこんなにもたくさん必要なのかというところがあります。それから、先ほど前田建設工業さんがおられた時にお聞きしたら良かったのかもしれませんが、この資料5の評価の手引というのがありますけれども、この評価の手引きを見せていただいても、482ページとか615ページの風力発電に関するページの印刷がありませんので、そこはもっと時間をかけて誠実に調査というか、ちゃんと真摯に誠実に向き合っていただくべきではないのかなというの、私の感想です。以上です。

委員：京都府温暖化防止センターの木原です。まずは、午前の現地視察に連れて行って頂いて本当にありがとうございました。申し訳ないことに、この地域に住んでいるものではないので、やはりリアルな現地の姿を見せていただいて、区長様、皆様からお話を頂いて、ようやくイメージができるような状況になりました。まずは、その状況を見せていただいたことに感謝申し上げたいと思います。私も山の中の出身の人間なので、道が一本通れなくなったら、外に出られないというところで暮らしてきましたので、少し地域は違いますけども大変さというのは想像をさせていただいたところではあります。感想と意見を申し上げます。まず、重要だなと思いましたが答申素案の2ページ目の5番のところ、主としては今後の計画によっては事業の中止とか規模の縮小を求めていく可能性があるということをはっきり書き込んでいるという点に関して、その記述は必要ということをお願いしておきたいです。この文章が入っていることに関しても、ここが重要だということはこの審議会でも確認しておきたい。スタートに立ったばかりでゼロベースでも考えられるということ、ちゃんと選択肢として残しているんだということ、改めて会議録にも書いた状態で強調しておくことは必要かなと思ひ発言をさせていただきました。2番目に、現地を見せていただいたところで、ここは確かに大変そうだというの、少し想像できたところがあります。答申素案については、京丹後市長宛、その先の京都府との調整にもこれが元になっていくと思いますので、この地域で土砂災害が起こって本当に大変だったという経験は、地元の住民だから知っているという情報が地名も含めて盛り込まれて切迫感とリアルさを出しているんじゃないかなというのが2点目のご提案です。3点目ですけども、風車と住居の距離に関して、離隔することという国の指針があるかと思いますが、

風車の位置が地図上で見ると風力発電設置予定範囲から場所によっては民家から500m位になっている。事業者からは、地図では500mとなっているけれども、実際には1キロ以上離すことを想定してると口頭での説明は受けていますが、多分ここには文面として入っていない。会議録が残ってるから大丈夫とは思いますが、この赤い風力発電設置予定範囲のところに限らず1キロ以上という説明もあって、さらにもっと離すことも含めて検討するというあたりをちゃんと選択肢として残せるように、文言をどう入れるかということとは分からないですけど、そこは重要だなと思いましたので、3点目提案をさせていただきました。4点目ですけども、5ページ目の一番上の(5)に関して、地元経済への還元や電力の地元利用についても検討することという文章が入っていて、これは環境影響評価ではありますが、社会的側面に関しても踏み込んだ記述で非常に評価できると思います。付け加えるならば、ここに再エネ発電の価値の地元利用という一文を加えていただければと思います。というのは、日本の法制度上、電力と再エネの価値というのは、切り離して扱われるということがもう決まっています。電力は地元で利用してるけど再生可能エネルギーの発電の価値は、東京や大阪の大企業が使っているという話になりかねない。そうではなくて地元で作られた再エネの価値も含めて、電力だけではなく地域で使われるということ、文言として付け加えるということをご提案をさせていただきたいと思います。その先には何があるかと言うと、もし建つとしたらという仮定ですが、この地域で再生可能エネルギーの発電をしていてその電気を地域で使ってます、ということが例えば地元の企業さんが使われて大企業さんと取引されるような時にもですね、再エネの電気でものづくりしてますとか、再エネの電気でこのホテルを運営してますという形がむしろ地域の価値を生むみたいなことに繋がるといいなというのが、ここに込めた思いです。温暖化防止活動推進センターで活動していると、再エネの電気を使わないと事業活動が成り立たないのだけどどうしたらいいのだろうという相談をよく受けます。そういった時に、この地域の再エネ価値が外に持って行かれないようにということ、一言、再エネ価値という言葉を盛り込むというご提案をさせていただきます。前田建設工業株式会社が作成した計画段階環境配慮書の本体の2ページのところでですけども、事業の目的として、地域貢献とか地域活性化というのが、温暖化対策とかエネルギー自給率向上より前に来ているにも関わらず、この部分が全然見えてないというところがありますので、これをどう具体化するかについては今回の環境影響評価の枠から少し飛び出した話ではありますが並行して議論できるといいなというのが、今申し上げた4点目の再エネ価値という表記に関するご提案でございました。最後に、更に飛び出したことを申し上げさせていただきます。温暖化防止活動推進センターの立場としては、ここはやは

り申し上げておかなければならないということがあります。それは、今回の事業のみに限ったことではなく、一歩引いて日本のエネルギーとか、京丹後のエネルギーを考えた場合ですけれども、今から30年以内に、おそらくガソリン車やディーゼル車は使用禁止になる。また、石炭や石油を使った発電は基本的にできなくなるということはもう分かっている。今後30年以内に化石燃料は基本的に燃やしちゃいけないことになることはもう分かっている状況において、30年後のエネルギーをどうするのかということは今議論して確保しないと将来世代にもものすごいツケを残すことになる。エネルギーを使うなという話になってしまいかねないというところまで、今、追い込まれているというのが、エネルギーの状況であり、温暖化の状況であり、国際交渉の状況かと思えます。今回の風力発電事業に関しては、私より地域の皆様のほうが地域に関して詳しいので、本当にこの地域に適切かということを議論していただきたいですが、ダメとなった場合、京丹後の近い将来のエネルギーをどうするのかというところは、やはり並行して議論をしないとイケないのかなと思います。今回の環境アセスメントの枠を飛び出しますが、この美しいふるさとづくり審議会としては、そこも含めて、それも視野に入れて、議論があるんだろうなというのは、感想的に申し上げたいなと思うところです。長くなりました。以上です。

委員：現地の視察をさせていただいて思ったのは、これまでから土砂災害が発生してますよということを区長さんからお聞きして、確かにその風景を見させていただくとですね、川が近くて水が山からどんどん流れていく地域である。風力発電を設置する真下でそういう状況になっているという事で特にそういった場所については、設置される時に十分な安全対策をしていただき、設置するところに生コン入れるだけではない対策を施して、危険な場所にはそういう設置方法があるんじゃないかと思えますので、事業者にはお願いしたいと思えます。それからもう一つは、資料4に風車設置に伴う騒音被害が心配ですという項目があり、その回答は万が一被害が懸念されるレベルである場合は必要な処置を行います、と書かれています。どんなことが起きても必要な処置という書き方がされている、こういう対策で本当にいいのかなという懸念があります。

会長：おっしゃっていただいたのは、こちらの資料4の3ページですね。風車設置に伴う騒音被害が心配、万が一被害が懸念されるレベルである場合は必要な措置を行う、全て必要な措置を行うで終わっているが、その措置が必要な状況を懸念する前に考えるべきことがあるではないかということですね。

委員：京丹後青年会議所の俣野です。事業者の集まりの団体としての意見としましては、答申素案4ページ(4)にあるんですけれども、やはり、どれだけ配慮しても、今日見たように結構な環境が脅かされるんだなってことをすごくリアルに感じました。でも、それを補って余りあるメリットと言いますか、なかなか

かそういうのが事業者からの説明では見えにくいのかなっていうのがあります。先ほどの木原さんの説明を聞かせていただいて、理解できた部分はあったんですけども、やはり、地域の企業が地域のエネルギーを使うことの本当の価値であったりとか、これだけいろんな環境に負荷を与えるけれども、ちゃんとそういう事業者、経済、地域の活性化や経済に与えるメリットがあるんだってというところの市民や事業者に対しての発信がないと、なぜやってるのかなっていうところに戻ってしまいそうな気がしています。そのあたりを青年会議所としてお願いしたいと思います。具体的な提案があるわけではないので、申し訳ないのですが、事業実施によるメリットっていうところは打ち出してもらえた方がいいのかなと思いましたが、意見をさせていただきます。

会長：事業実施による地元のメリットが全く見えずに、事業者の利益しか見えてない状況であり、事業者の利益のために京丹後のこの貴重な自然を使われることになる。それにもかかわらず、使われるばかりで良いのかということですね。木原委員の地域における再エネの価値についても京丹後市にとって大切な論点ですので、別途議論が必要だと思います。

委員：団体での協議をしておりますので個人的な発言となりますが、午前中の現地視察でモンタージュ写真を見せていただきながら、最大で180m、京都で一番高い建物は京都タワーだと思いますが、京都タワーが土台含めて、高さ約130mです。その京都タワーをはるかに超える高さのものが、あの辺り一帯に建つことを考えると、モンタージュ写真よりも現実はもっとすごいことになるのだらうと思います。鞍内地区からの風力発電機の見え方の説明があったんですが、実際、あそこに180mぐらいの風力発電機が建ったら、ものすごい圧迫感があるんだらうなという印象を持ちました。太鼓山で京都府による風力発電事業が行われていて、今は撤去されていますが、今日の説明の中では、当時の風車よりも性能が大幅に上がっており、また、国の構造設計も基準を見直されたので、安全は担保できているという記載があり、地元の説明会でも同様の説明があったようなんですが、当時どのような基準で、実際、どのようなものが建っていたのか、現在どういう基準でどういう構造物を建てようとしているのか、そういったところを数値やデータで示していただけるとより理解ができるのかなというように感じました。以上です。

会長：ありがとうございました。答申案の方にも、もう少し具体的に盛り込めるかなと思いますので、事務局の方で整理をさせていただきます。

地元代表：12月13日に上宇川連合区長会を開きまして、これまでの住民説明会の住民の意見、また、第1回の審議会での様々なご意見等を各区長で共有をさせていただきました。上宇川連合区としては、非常に危機感を持ってんですけども、整理をしてこの答申案の中に、是非とも反映して頂きたいという意見をま

とめてまいりました。とりわけ、宇川の天然鮎については、漁業権とか魚の生態の問題だけではなくて、地域の中に一つの文化として、長い歴史、江戸時代からの歴史があつて、それには鮎に関わるいろんな祭りがあつたり、鮎の解禁日には学校が休校になっていたりとか、鮎に関わつて例えば粕漬けを作つたり、文化としての価値があります。ですから、そのことも含めて、上宇川地区として天然鮎の生息地の保全に関わる意見ということで説明させてもらいます。先般の上宇川地区の住民説明会では、各風車のヤードや作業場に沈砂池を設けると事業者が対策を示されましたが、1987年の宇川上流の国営農地の造成によりシルトという細かい細かい泥の泥水が沈砂池を越えて、宇川へ流入して鮎の産卵に大きな影響を与えました。これは、もう研究の結果で明らかになっています。今回の事業について、鮎の生態に詳しい地元の研究者的ご意見を聞かせていただきました。風車の各ヤードや作業道に沈砂池を設けると住民説明会で説明されましたが、造成地の土壤にシルト、細かい泥の粒のようなものが見られるのであれば、そのシルトという非常に軽くて沈砂池に捕捉されずに沈殿せずにそのまま溢れて川の方に流れていくということです。今日、実際に行っていたんですが、林道の周辺ですね、花崗岩の風化土が非常にたくさん見られます。それから、粘土も多く含んでおります。写真を地元の研究者的の方に見ていただいたんですが、確実にシルトだというご意見でした。造成開発による土壤の保水力が低下することによつても、先にもお伝えしましたけども、降雨による水系の流量が増加するであろうという懸念があり、結果として宇川にシルトが流入して河口の鮎の産卵のところ、それ以降の海水浴場、上野地区までシルトの影響が出てくるだろうと思っています。地元の研究者的の方は、シルトの宇川への流入というのは、鮎の事業だけではなくて、珪藻、鮎の餌ですね、鮎だけではなくて、様々な昆虫や魚類がこの珪藻を食べていますので、生物多様性に重大な影響を与えるということもおっしゃっていました。1986年から行われた宇川の鮎の調査は10年がかりで行われたんですね。以上のことを踏まえて、次の4点を答申案に盛り込んでいただきたい。まず、1点目、工事の前、途中、発電所の稼働後に亘つて10年の間、鮎の調査を実施していただきたいということがまず一点です。2点目、過去の研究の成果がありますので、調査にあたっては、過去に鮎の生息調査をされた研究者、漁協関係者の意見を十分に聞いて、調査方法を十分に検討いただきたい。それから3点目、事業実施想定区域と周辺の地形、土壤、降雨の漂流、地中に染み込まないで表面を谷に流れていく水の流れなんですが、その調査を適切に実施していただきたい。4点目、鮎の調査、並びに地形、土壤に係る降雨による影響調査というのは事業着手を待たずに、前倒しでやっていただきたいということ。そうしないと、工事をする前の2、3年前から鮎の調査をしておかないと分かっ

てこないということを研究者は言うておられました。まとめてきましたので、後でお渡ししますけども、以上の4点を検討していただきたいと思います。以上です。

会長：現在の答申案は、一般的な言葉に置き替えすぎているかなと思います。固有の地域、それから固有の状況を具体的に歴史的な何月、何年にこういった災害がありましたと具体的に書く必要がありますね。リアリティに欠けていると反省し、ただ今のご意見を盛り込んでいきたいと思います。アドバイザーの先生方お願いいたします。

アドバイザー：この答申素案ですね、短い間にこれだけ書かれたのは大変ご苦労だったと思うんですけど、ただ、全体の表現として、たいへん優しいといえますか、全体的事項の5番目ですね、「懸念が払拭されない場合には、市として、事業の中止を含め、事業規模の縮小、その他必要な事業計画の見直し等を求めること」と一文はあるんですけども、それ以外はですね基本的に影響が回避できたら作っていいよという表現になっていると感じました。ですので、これを初め拝見したときに、心配すべきことは大変少なく、住民の皆さんは方針としては賛成なのだと思いましたが、事業者側も現状の素案を読まれたら、これは次にいけるぞしめた、と思われる表現だと思います。それで、先ほどもお話しがございましたが、環境アセスメントの手続きに計画段階環境配慮書が新たに加えられた理由はですね、事業計画が進むほどやめるのが大変になるんですね。調査にもお金がかかる、止めづらくなる、それはお互いにとってよくない。事業者にとっても良くないことですので、見極めをつけるのは早ければ早いほどいいということで、早く見極めをつけられるのなら早くしましようという主旨で、制度に新たに付け加えられたんですね。そういった主旨から言いますと、この(5)に書かれている姿勢というのは、まだ5分5分ですよ、影響が抑えられると考えられるのであれば次に進んでいいと思いますというのと、やめたほうが良いというのが5分5分というのであれば、もっと強い表現が必要だと感じます。今日の会議で大変勉強になったんですけど、お聞かせいただいた住民の方のご意見、それから太鼓山風力発電の作り直しの計画についてアセスが行われた結果、以前にやっていたところは時間も経っていますし、そこにまた建てることの影響は少ないといえますが、拡大するのであれば自然環境への影響が大きいのでやめたほうが良いと思いますという結論だったと聞いております。そういったことから判断すると、この答申素案は事業を進めても良いという側に寄っていると読めますので、今日の会議の内容を反映させて、表現、項目の修正が必要だと感じました。個別のことで4点、申し上げます。まず1つ目は、第一風力発電事業の環境配慮書の表の4-1-1の197ページなんですけど、ここで配慮事項を選定しています。ここでは水環境については、選定

しないとしているんですね。水の濁り有害物質ですけど、今回の調査では水環境を重要視しないということになっています。今日の会議でのご意見を伺うと、特に宇川に流れる水がどうなるか、その影響は大変重要だと思いますので、これは配慮段階から入れるべきだと思います。また、その配慮事項として選定しない理由というのが書かれていまして、そこにどれだけ発電機を建てるのか詳細には決まらない段階で、その影響が立てにくいので選定しないと、国の手引きでも、そういうことがあってもいいと書かれているんですけども、ここで重視しないことを決めると後でも入らない可能性がある。工事の実施段階とできた後との考え方というのもあるんですけども、川の水への影響は非常に大きな問題なので、どちらにも重視して評価できるように考える、その結果によって態度を決めるということ意見を意見として入れたら良いのではないかと考えます。2つ目としましては、細かい点ですけども配慮書のやり直しを求める意見ではないですよ。次の方法書に進むかの意見ですよ。だとすれば、文献調査や聞き取り調査を取ると沢山出てくるんですけど、特に(4)の生物や生態系については現地視察が主体になると思いますので、まあそれを評価しようと思えば、ですので文献調査や聞き取り調査もやるべきところではありますが、その言葉はいらぬのではないかと思います。3つ目として、(4)の動物、植物、生態系なんですが、先ほどもご指摘があったんですけど、クマタカについてはいるらしいと先行調査がありますので、繁殖期2回を含む2年ということになりますけど、最低でも2年の調査を行ってから判断すること、次に進む場合はですね。それから渡り鳥のコース、クマタカなど、いつもいる鳥が風車にぶつかるということも心配ですが、渡り鳥のコースになっていることも、この配慮書の中に引用されています。それを十分影響を評価できる調査を、大変難しいと思うんですけども、そういう調査も必要ですよ、ということ明記するとよいのではないかと思います。それから4つ目としてこの(4)の⑤⑥あたりなんですけど、ブナ林、ブナやケヤキなどの巨木というのはもちろん大切なんですけども、実際に工事が計画されているところには、二次林や植林もたくさんあります。で、人がかつて、使っていたところだから、大事ではないというふうにかつてのアセスメントでは判断されたんですけども、今はそうではない。里山の生態系もとても大事なですよと世の中の考えが変わりましたので、そういう考えを反映させて、二次林はどういうものであるのか、里山的な利用との関連はどうなのかということも明らかにできるような調査が必要と入れておくと。まあ、現在も行間からは読み取れるかなという感じではあるんですけども、はっきりと明記しておくほうがよいと思います。それから、林を伐採するときは風が入って、その風が植物に影響するというのも普通にあります。そういうことを評価できるようになるのも大事な点だと思います。

います。大きな点については以上になります。

会長：野間先生、どうもありがとうございました。大変、貴重なことをおっしゃっていただきました。まず、項目の並び順について、最も重要で言いたいことを先に持ってこないといけない、遠慮してはいけないというのがよくわかりました。今日、現地を見てその思いを強くしましたので、方向性として中止も含めてと書いてあるんですけども、事業の中止を含め強く求めますということを、これを最初に持ってこないといけないと思っております。三好先生お願いします。

アドバイザー：まず最初に、私も野間先生と同じ感想になるんですけども、答申の論調というのが、少し計画の実施へ向けた論調になっているのかなという気がいたしました。もう少しまだ現在の段階では、進むべきか止まるべきか2つ選択肢があるのだということを前提とした論調になるべきではないかと思えます。その理由になるんですが、専門分野から言いますと土砂災害の危険性が非常に高い地域であるということです。地形も非常に急峻なところが多く地質も非常にもろいところが多いということを考えると、相当な切土、盛り土あるいは擁壁のような施設を多数建設する必要が出てくるのではないかと思います。また、谷を埋めなければ整地が出来ないところも多々ありますので、そういったところを避けて通っていく必要があります。再生可能エネルギーは望ましいところであって、総論的には賛成という方も多くいらっしゃると思うのですが、結局、場所場所でここには建てちゃいけない、ここもだめだとすると実際に風車を建てられるところがすごく限られてしまって、その結果として、例えば2基しか建てられないということになると、今度は採算が合わないというようなことになって、建設の撤回ということになりかねないということを非常に危惧しております。そういったことから、今の段階では進むことをベースに議論するのではなくて、進むべきか止まるべきか、ということを慎重に考えるという論調で答申をしていくべきだと思います。もうひとつあるんですけども、先ほどご指摘がありましたように、シルトの流出ですね。以前、宇川の支線で須川の流域で大規模な開発があったときには、10年を超えて土砂流出がずっと続きました。それにより下流の被害というのは相当で、海までありました。そういったこともあるのですから、この地域は一度、ちらかしてしまうと、土砂流出が起りやすく、それが溜まり難いというような地質地形であるということを確認すべきだと思います。ですから、地滑りをはじめとした土砂災害、あるいは水の流れの経路、地下水も含めて経路が変化することによる土砂流出、そして、水の経路が変わることによる土石流の発生に特に注意しなければならないという、現時点ではそういった考え方をしております。全て詳しい調査、設計図面なんか出てきたらその心配が払拭されることもあるかもしれません

が、逆にもっと心配が募るようなこともあり得ると思います。そういう場合は退却を余儀なくされることも十分考えられますので、こういったマイナス要素のところと言いますか、心配なところをしっかりと書き込んだ答申であるべきだと思いますし、できるだけ判断の先延ばしにつながるような、詳しい調査は後からやります、今のところは進めてもいいですが、ではなく、調査の前倒し、調査設計を進めてみて仮の設計だということになりますという姿を見せてもらえたら、もう少し適切な判断につながるのではないかと考えています。以上です。

会 長：三好先生、どうもありがとうございました。もれなく、文章化してまいります。深町先生、いかがでしょうか。

アドバイザー：今日のお話を聞きまして、私自身もアドバイザーとしての立場で率直に申し上げると、次の段階に行ける状況ではないなと思っているところです。一つ目は住民の方々や関係者への十分な説明だとか、回答がなされていないなと強く感じました。今日も地元の方々の色んなご意見、区長さんとかのご意見を聞いても、たくさん色んな懸念があったりですとか、そういうことにまだ十分に最大限の答えを出していないのではないかと思ったのが一つですし、多様な方に色んな方法でお伝えしていくと言っておられたにもかかわらず、実績が見られなかったということがありました。一部の方が反対しているに過ぎないといったニュアンスでの回答をされたんですが、こういう風な姿勢そのものが問題かなと思うんですね。一部の方以外の全員、ほとんどがこの事業に賛成しているかのような捉え方ができますし、意思表示されていない方のほうがたくさんおられますし、この事業を知らない方のほうがもしかしたら多いのかもしれないにも関わらず、一部の方が懸念をしているだけ、と今の段階で事業者が捉えているのだとしたら、それは大きな問題ですので、いろんな環境配慮もありますけれど、その大前提がまずなされていないなと思いました。さらに、いろんな知見からの報告を見ておりましたが、すでに風力発電でいくと決める前に、丹後半島で一番適した持続性のある、環境にとっても、住民にとっても良い方法はなんなのかという、そういったところに戻って考え直すような必要性も考えましたし、立地選択ですね、本当に今のようなところを対象として考えるのがよいのか、丹後半島全体を見回した中で立地を慎重に考えていくというところの必要性も感じたところです。大前提がクリアされた時点で事業を始めるとしたらどんなことを配慮するかとかその段階にいくかという、ケジメを明確に事業者にわかるようにしたほうが良いのかと考えました。最後に私の専門の分野で申しますと、区長さんからも出ていたんですが、やはり丹後半島山間部とかいろいろなところに文化的な面、歴史的な面で重要な遺跡だとか、すぐには目に見えない形であっても、たくさんあると人文社会関係の研究者から聞いておりますし、丹後の資料館や文化財関係の方に聞けばすぐに出てくると思うんで

すが、やはりそういった部分をきちっと把握してそういったものに影響を与えない形にするにはどうするかということも、項目の中で位置付けてやっていくのがいいんじゃないかなと思います。例えば、古道だとか、古い道ですね、城跡のようなところだとか、そういったものがたくさんありますし、長い歴史の中で様々な文化が培われてきたと思うので、そういったところを知らない間に無くしてしまうことがないように、ぜひ、していただきたいと思います。以上です。

会 長：深町先生のご意見も漏れなく、盛り込んでまいりたいと思います。委員の皆様、何か言い残されたこと、先生のお話を聞いていて触発されたということがあれば、お願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。

地元代表：これまであまり論議をされなかった風車間の送電網の仕組みについて、事業者に聞きました。送電網は風車建設の作業道に埋設をすると。それで、大きな送電塔が弥栄地区にあるということで、そこまで山間地に作業道を敷設して送電線を埋設すると言われてます。ただし、今回の実施想定区域からは外れてくる部分があるということで、それは環境アセスではなくて別の許認可で行うということで、この具体的な事業計画は準備書の段階だと聞いています。送電網は非常に広範囲な工事に関わってくるので、色々な法的な手続きについて、しっかり市のほうに注視していただきたいなと思っています。以上です。

会 長：そろそろ出していただいたご意見を総括しないといけないんですけども、答申案の方は、私も作ったのは初めてですので、こういう書き方なのかと思っていて節があるんですけども、大前提として、方針を先に書くべきだろうなと思いました。今日のご意見を踏まえて、1番目に何を持ってくるかの所では、この健康、生活環境、景観、それから土砂災害、そうしたことが予測されるということなので、それについては、この2ページの5に書いているような、重大な環境影響を回避することがちょっと難しいんじゃないか、それで、市民の皆さん、地域住民の皆さんの懸念が、今の時点で、不安も多くあって、そういう場合には、市として事業の中止を含めて強く、その点を含めてどうするかなんですけれども、中止を含めて見直し等を強く求めるという事を、一番に書いた方がいいかなと思います。その方針を書いた上で、個別事象として、その理由はということで今皆様方がおっしゃられた、ここのこういうことが懸念される、事実、歴史の中でこういう災害もありましたとか、具体的に鮎の問題や文化の問題、具体的に書いていくという風に全体を書き換えていきたいと、先延ばしにするのではなくてはっきりした方が良くかなと思います。次回が1月11日ということですが、まだ専門家の方のご意見も聞けてない部分については、何とか次回の答申案を最後にまとめるまでに、事務局から聞いていただくようお願いしたいと思います。それでは、事務局から、今後のスケジュール

等について説明をお願いします。

事務局：本日の審議会でたくさんのご意見もいただいておりますし、会長にもお話頂いておりますが、次回へ向けて答申案の調整を進めさせていただきます。次回は、1月11日に第3回目の審議会という形で考えております。それまでにはしっかりともう一度、中身のほうも作らせていただいて、早めに委員の皆様にはお目を通し頂くような形で進めていきたいと思っておりますので、ご意見ありましたら事務局にご連絡をいただけたらと思います。

会長：これを持ちまして第2回の審議会を終了とさせていただきます。本日は、朝早くから本当にお疲れ様でした。傍聴の皆様方も、しっかりと最後まで聞いていただきありがとうございました。ご一緒に、また勉強して参りたいと思えます。どうもお疲れ様でした。

会議録確認者
